

環境プランナー報告書ガイドライン PART1 (ver1.2)

平成 17 年 7 月

環境プランニング学会
環境プランナー報告書推進分科会

はじめに

21世紀は環境の世紀といわれています。わが国の産業界においては、国際規格、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムが定着し、その認証取得件数は世界一を誇っています。大企業の多くはISO14001の認証取得と同時に、利害関係者（ステークホルダー）とのコミュニケーションを重要視して環境報告書を発行し、それぞれの環境保全の取組みを積極的に公表しています。

ところが、わが国の企業の大半を占める中小企業では、一部の先進的な企業を除き、決して環境対策に積極的とは言えません。厳しい経営環境に置かれている中小企業には、人的にも資金的にも余裕がないこと、具体的な取組みが見出せないことがその理由としてあげられます。

しかし、京都議定書が発効した現在、二酸化炭素削減の問題ひとつをとっても、その目標を達成するには、大企業の取組みだけでなく中小企業の取組みが不可欠です。そこで中小企業の環境への取組みを促す具体的な施策が必要となってきました。

1. 環境プランナー報告書による中小企業の環境配慮活動の促進

環境プランナー制度は、企業の環境配慮活動をプランニングできる人材を育成するスキームであり、主に中小企業をその環境プランニングの対象として考えています。そして、環境プランナーERが中小企業に働きかける際の具体的なツールとして開発されたのが「環境プランナー報告書」です。

大企業同様、中小企業においてもステークホルダーとのコミュニケーションは重要です。自分たちのことを知ってもらうという点では、知名度の低い中小企業は大企業よりも情報発信に努めなければなりません。しかし、限られた経営資源の中で大企業と同様の環境報告書を作成することは困難であるため、中小企業向けの「環境プランナー報告書」が開発されました。

この環境プランナー報告書には、「評価・勧告」と「審査」の2タイプがあります。

- i. 環境プランナー資格制度は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の「人材認定等事業についての事業登録制度」に基づき、「環境教育の指導者等を育成又は認定する事業」として環境省及び経済産業省に登録されています。
- ii. 環境プランナー報告書の詳細は、環境プランナー専門コース及び環境プランニング学会研究会等で習得していただきます。環境プランナー報告書は、企業が作成するものですが、環境プランナーERがその作成を支援することができます。

(1) 評価・勧告タイプ

環境プランナー報告書は、過去の出来事を報告するという報告書本来の機能のほかに、中小企業が環境活動を始めるきっかけとなることが期待されています。というのも、中小企業の多くは環境活動にまだ取組んでいないため、環境活動実績をまとめて報告書にするという状態にはないことが想定されるからです。

このような場合、環境プランナーERはまず、考え方と取組み方次第で環境活動がその企業の利益に繋がるものであることを経営者に説明し、関心を持ってもらわなければなりません。そこで、自分たちでもやっていけるという見込みを持てるように、環境プランナー報告書の記載項目とその内容を説明し、やってみようという決意を引き出します。この時点での環境プランナー報告書は、経営者の意思表明と方針を示したものにすぎませんが、その後実績を積み上げていけば企業の環境活動を

環境プランナー報告書ガイドライン

PART1(ver1.2)

記した意義のある報告書となります。

環境プランナー報告書は、企業自らが作成するのが基本的ですが、環境プランナーER が企業から必要な情報、データを集め、作成を支援することも想定されます。

(2) 審査タイプ

銀行においては、環境プランナー報告書を発行した中小企業に対する融資要件の優遇制度などの整備が進んでいます。銀行融資などに使用することを目的とした環境プランナー報告書は、環境プランニング学会の専門家によって構成された審査委員会によって、記載内容の審査が行われます。

環境プランナー報告書の特徴

- ・環境保全の原理原則を大事にしながらも、企業の実情を環境の視点で加点評価。
- ・業種別、サプライチェーン別の指標対応が可能
- ・環境プランナー報告書作成を通じ、エコアクション 21、エコステージ及び ISO14001 への対応が順次図られる構成となっている。

企業が環境プランナー報告書を作成する目的は、

- ・コスト削減及びビジネス拡大につながる環境取組みの促進
- ・グリーン調達への適応
- ・金融機関における環境プランナー特別融資制度等の金融メリットの享受
- ・環境プランニング学会との連動による環境取組みに関する継続的な研究及び社内体制の構築等が挙げられる。

環境プランナーER の環境プランナー報告書に関する講評等の目的は、企業が環境取組み及び環境配慮等を行っている点に付き、評価できる点と課題と思われる点を報告することであり、記載内容等の保証を目的としているものではありません。

2. 環境プランナー報告書と環境活動レポート

環境プランナー報告書のほかにも、いくつかの主体が中小企業の環境への取組みを促す施策を展開しています。環境省の「エコアクション 21」、京のアジェンダ 21 フォーラムによる「京都環境マネジメントシステム・スタンダード (KES)」、有限責任中間法人エコステージ協会による「エコステージ」などです。

その中でも、エコアクション 21 は、中小企業の環境活動を促進するためのもので、環境マネジメントシステムと環境パフォーマンス評価、環境活動レポート をひとつに統合した第三者認証スキームです。

エコアクション 21 審査人の受験要件のひとつに環境プランナーER が位置付けられており、すでにエコアクション 21 と環境プランナー制度とは連携しています。

また、環境プランナー報告書は、エコアクション 21 の「環境活動レポートガイドライン」の記載項目をカバーしています。したがって環境プランナーER は、環境プランナー報告書作成を通じて、

環境プランナー報告書ガイドライン PART1(ver1.2)

エコアクション 21 の促進も含め、中小企業の環境への取組みを促進させる役割を果たすこととなります。

国際的な環境マネジメント規格、ISO14001 の認証取得は、一般的に中小企業には負担が大きいと言われていますが、必ずしも難しいことではありません。環境報告書の作成、発行は必須条件ではありませんが、内外の利害関係者（ステークホルダー）とのコミュニケーションのしくみを確立し、実施して維持することを求めていますので、ISO14001 のスキームにおいても環境プランナー報告書を活用することができます。

エコステージにおいても、環境報告書の作成、発行は特に求められていませんが、高いステージになればなるほど、コミュニケーションの重要性は増してくるため、ここでも環境プランナー報告書を活用することができます。

自らが発生させている環境への負荷やそれに係る対策の成果(環境パフォーマンス)を的確に把握し、評価していくこと

エコアクション 21 で作成と公表を必須としている一種の環境報告書

3 . 環境プランナー報告書の今後の可能性

現在、環境配慮事業促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）により国立大学法人など、国と関わる大きな組織が政令によって特定され、環境報告書の作成、発行を義務付けられていますが、将来的には一般企業にも拡大される方向性にあります。

また、IR（Investors Relation）の観点から、環境報告書の作成、発行がすでに法制化されている国もあります。日本においても環境報告書が有価証券報告書と並んで企業の状況を説明する資料として位置付けられることとなった場合には、環境報告書を作成する企業数は飛躍的に増えることは確実です。

< 環境プランナー報告書記載項目 >

<p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">環境プランナー報告書</p> <p style="margin-top: 100px;">会社名</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">社長の 写真</div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">環境方針</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">、 環境目標と計画、その実績</p> <p>環境会計の 4指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. エネルギーの消費 2. 温室効果ガス排出 3. 廃棄物の排出 4. 土壌・地下水汚染 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">目 標</th> <th style="width: 33%;">実 績</th> <th style="width: 33%;">今後の展開方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	目 標	実 績	今後の展開方向			
目 標	実 績	今後の展開方向					

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">、 主要な環境活動の内容 (アピールすべき 環境活動)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">法規制への違反、訴訟等 の有無</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">企業の社会的責任(CSR) への対応</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">会社概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所名、代表者氏名 ・事業内容、業種 ・所在地、連絡先 ・経営概況(売上高、利益、従業員数、社用者数、延べ床面積など) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(評価・勧告 / 審査意見書)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">環境プランナー-ER</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">評価・勧告 / 検証意見書 署名押印</p> </div>
--	--

環境プランナー報告書ガイドライン
PART1(ver1.2)

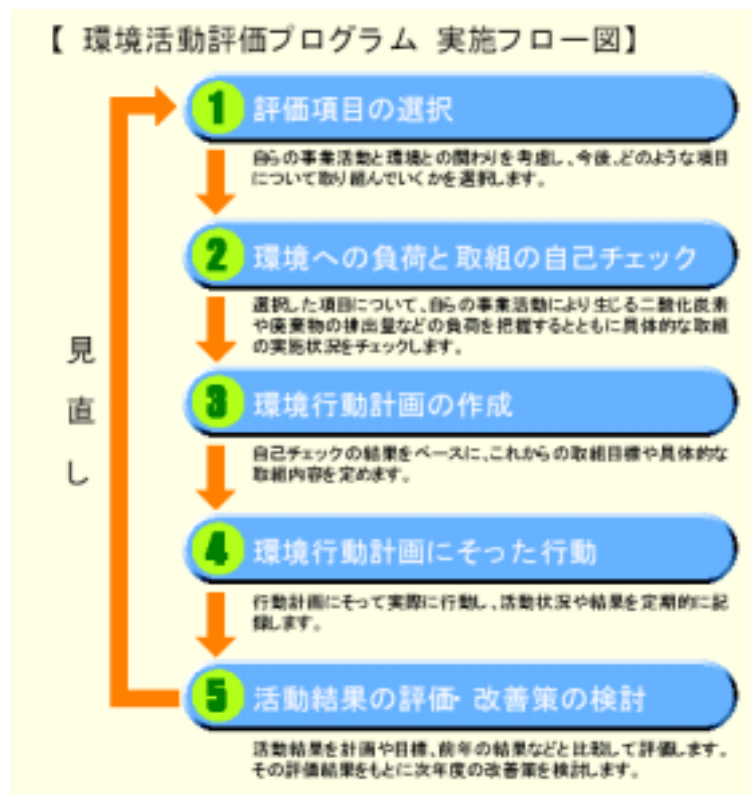
<参考> 既存の中小企業向けフレームワークとの関連

エコアクション21の他に、民間で環境経営を中小企業に対して推進する方策（エコステージ）も提案されています。これらと本プログラムとの関連を下記に示します。

	エコアクション21	エコステージ	本プログラム
概要	取り組むべき内容について、チェックリストをもとに自主的な計画づくりと取り組みを推進する	自己宣言と外部評価制度を併用した、環境経営の推進プログラム	環境プランナー報告を中心とした、推進プログラム
推進主体	環境省	民間企業グループ	(財)地球環境財団
対象範囲	・環境経営システム ・環境パフォーマンス評価 ・環境報告書	・環境経営システム	・環境プランナー報告書 (環境会計を含む)
第三者認証	計画を策定、公表する会社に対して審査登録制度	各社の自己宣言に対して評価を行う。内部監査支援と外部監査の客観性をミックスした2.5者監査	環境報告書について、基本要件を満たす場合に環境プランナーER・審査委員会が認証を付与
進捗状況	300人以上の審査人を認定 認証・登録事業者395件 (2005.5.31現在)	レベル1-95社 レベル2-10社 レベル3-1社 レベル4-1社 (2005.5.31現在)	2001年より環境プランナー制度
使用ツール	自己評価用のチェックリスト(環境活動評価プログラム)	・環境経営度評価 ・ISO14001を基にしたオリジナル「基本EMS」ツール	・環境プランナー報告書 ガイドライン附属表 ・環境会計
特徴	役所が行う体制だけに、広く網羅的であるが制度の実効性と推進する専門家の育成が今後の課題。	環境報告は含んでいないので、外部の評価に欠ける点が今後の課題。	外部からの評価をまず第一においており、この制度を利用した事業の循環が見込める。特に環境会計という企業財務の観点を取り込んでいることで実効性が高いと考えられる。

<参考>

エコアクション21の概要



エコステージの制度概略

